

チャレンジ企業応援資金融資あっせん申込対象の細目

経営革新に向けチャレンジする区内事業者が対象であり、新たに資金を導入することによって、自社の技術や経営資源と結びつけて生産プロセスの改善等を行い、従前と比べ経営力（競争力）を強化する手法・方法等の計画を有するものに限り、

【共通要件】

- 生産性の向上、品質改善、業務効率アップを目的としたものを対象とする。
- 工場等は原則として東京23区・川崎市・横浜市に限る。（店舗は大田区内に限る）
- 土地（借地権）のみの取得費用は対象外。
- リース設備・物件は対象外。
- 見積書、契約書、仕様書等の帳票類に不備があるものは対象外。
- 具体的な事業計画を有しないものや事業内容・効果が不明確なものは対象外。
- 公序良俗に反する事業や資金用途、実現可能性が低いものなど内容について区が適当ではないと判断したものについては対象外。

※共通要件及び融資対象に当てはまる場合でも、事業計画を総合的に判断し、本資金で求めるチャレンジ性が認められない場合は受付をお断りすることがありますので、ご了承ください。

※設備等の導入が経営改善・収益向上等に必要かどうかについて、中小企業診断士が経営診断を行います。ただし、大田区「優工場」に認定され、認定期間内にある場合には中小企業診断士による経営診断を免除します。

	対象	資金使途	特記事項
1	近代化又は省エネ化を目的とした機械設備情報システム等の導入資金 （区内産業の設備投資支援） ※ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の決定を受けているものは、当資金の対象となります。	工場、作業所等の新設・建替え （中古建物の取得を含む）	□土地（借地権）のみの取得費用は対象外。 □建物の取り壊しのみは対象外。 □建物の一部修繕は対象外。（機械設備導入に伴う修繕は対象） □事務所、住居は対象外。（事務所兼用の場合は、工場とみなす。住居兼用の場合は、工場部分のみを対象とする。）
		製造、加工等の機械設備の新規購入・設置	□設備の導入により、従来設備では不可能であった製造・加工等が可能になる等の付加価値があり、新分野への参入や新顧客の獲得が出来る等仕事幅の広がるものが対象。 □老朽化等に伴う最新設備への買換により、加工時間の飛躍的短縮・高精度・高品質の加工が可能になるものが対象。 □工具類等備品のみの購入は対象外。 □設備の保守・修理・従来設備撤去廃棄のみは対象外。
		事業用システムの開発、パッケージシステムの導入等のIT化	□パソコンやソフトウェア単体の購入や更新、システムの一部改修・更新・保守・既存システムの追加ライセンス取得等の費用は対象外。
		事業用の低公害車の新規購入	□バス・トラック・建設機械に限る。 □低公害車とは、原則として自動車から出る大気汚染物質の排出量が少なく、燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車をいう。（例として、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、その他低公害車と認定できるもの） □単なる購入ではなく、購入により経営力を強化する具体的な計画を持つ者に限る。
2	区内店舗の新設改装・バリアフリー化に要する資金 （区内小売・飲食・サービス業等に対する新規出店売上向上支援）	店舗用建物等の新設・建替え （中古建物の取得を含む）	□店舗とは、不特定多数の顧客（消費者）への商品販売、サービスの提供を直接行うための事業所をいう。 □土地（借地権）のみの取得費用は対象外。 □建物の取り壊しのみは対象外。 □建物の一部修繕は対象外。（機械設備導入に伴う修繕は対象） □住居は対象外。（住居兼用の場合は、店舗部分のみを対象とする。）
		店舗の内外装工事及び設備の取得設置に要する経費	□老朽化等に伴う内外装工事ではなく、内外装工事を実施することにより経営力を強化する具体的な計画を持つ者に限る。 □同性能・機能を備えた最新設備の単なる買換は対象外。 □工具類の備品のみの購入は対象外。 □設備の保守・修理・従来設備撤去廃棄のみは対象外。
3	大田区産業振興協会の支援を受け、新製品又は新技術開発を行なった者が市場開拓又は参入に要する資金 （新製品・新技術の市場開拓・参入支援）	新製品・新技術開発支援事業の実用化製品化助成を受け、実用化製品化を達成した新製品・新技術の市場開拓又は参入に要する経費	□助成事業が完了した日の属する年度の終了後、3年以内の新製品・新技術であること。 □新製品・新技術開発支援事業助成金交付要綱（令和2年1月31日要綱第89号）第12条に基づき、大田区産業振興協会に報告済みの「新製品・新技術開発支援事業助成事業実績報告書」により、完成した製品・技術の内容を確認できること。 □製品・技術そのものの開発、付加価値を高める取組みに要する経費（＝実用化製品化助成の対象となる内容）は対象外。
4	事業多角化に要する資金 （新規事業による売上向上支援）	新規事業の立ち上げに要する設備資金	□原則として、別業種であること。 □土地（借地権）のみの取得費用は対象外。 □建物の一部修繕は対象外。 □工具類の備品のみの購入は対象外。
		新規事業の立ち上げから売上計上までに要する諸経費（運転）	
5	その他、経営改善向上につながる資金で区が承認する資金	1～4までの融資対象には当てはまらないが、経営改善、収益向上、経費削減が期待できる資金使途内容であるもの	□原則として、上記1～4に類する資金であること。